

マルグリット・ポレートに対する異端審問における異端理由とその解釈

村 上 寛

〈論文要旨〉 本稿は、マルグリット・ポレート (Marguerite Porete) 及びその著作『単純な魂の鏡 (*Miroir des Simples Ames*)』に対する異端審問における思想的問題について考察している。異端判決では一五箇所が異端箇所として列挙されたが、その内現在までその内容が伝わるものは三箇所であり、それぞれ徳理解、自然本性理解、神を巡る意図についての理解が問題視されている。その徳理解について問題となるのは、自由権 (*licentia*) を巡る徳と魂の師弟関係の逆転、それに実践 (*usus*) に関する理解である。自然本性理解については、身体と必要性という観点が考慮されるべきである。そして神を巡る意図については、慰めと賜物に関する理解及び「一切の意図が神を巡るものである」ことの意味が考察された。以上の考察によって、それらの概念に関するポレート自身の理解が明らかになったものと思われる。

〈キーワード〉 キリスト教、異端、徳、自然本性、意志

はじめに

本論考はマルグリット・ポレート (Marguerite Porete 一三二〇年没) に対する異端審問における思想的問題について考察することを目的としている。

ポレートとその著作『単純な魂の鏡 (*Miroir des Simples Ames*)』(以下『鏡』) はパリのギョームを主任審問官とする神学者たちの委員会によって異端の判決を受け、一三二〇年に火刑に処された。『鏡』はその後長い間著者不明

の書としてヨーロッパ各地で読み継がれてきたが、二〇世紀も半ばになってその著者がポレートであることが明らかになり、にわかに脚光を浴びるようになった。⁽¹⁾「異端の書」であった『鏡』について、それがキリスト教教義に照らして本当に異端であるのか、或いは何らかの事情によって異端の烙印を押されただけで、思想的には異端であるとは言えないのかが、ポレート研究の一つのテーマとなったことは自然な流れと言えるだろう。⁽²⁾

本稿では『鏡』そのものの異端性についてではなく、『鏡』に対する異端判決で異端理由として示された文章に絞って、それが如何なる神学的根拠に基づいて異端と判断されたのか、またそのような判断がポレートの思想、意図を正しく捉えた妥当なものであったのかについて考察したい。というのも、当時のスコラ学者の側が『鏡』のどのような点に注目し、異端視したのかという視点から『鏡』を考察することは、『鏡』を当時の思想状況の中でより良く理解することに繋がると思われるからである。そして実際に異端判決で問題となった、徳、自然本性、意志或いは意図といった諸概念に関する理解が当時重要なテーマであったことは確かであり、そのような視点から『鏡』を考察することは、結果としてそれらの諸概念に関するポレートの理解を明らかにすることになるだろう。

一 ポレートと『鏡』

ポレートは現在のフランス東北部、エノー (Hainaut) 出身の女性だが、生年や出身階級に関する記録は残っていない。彼女の著作である『鏡』は古フランス語で書かれた書物で、おそらく彼女の存命中にはラテン語に翻訳され、パリ大学の神学教授でもあったフォンテーヌのゴドフロワによる推薦文を得るなど、神学的にも一定の支持、評価を受けていたようである。⁽³⁾

『鏡』は「愛」や「魂」などの擬人化された諸概念による対話形式の作品で、トルバドゥールの用語が使われているなど文学的要素を含みつつ、幻視や神秘体験ではなく、神学的諸問題や魂の在り方について、専門的な教育を受けることが難しい女性の身でありながら考察し、描写した特異な本である。主要なテーマは、ポレートが語るころの、魂が完成へと至るまでに辿る七つの状態の第五の状態に当たる「滅却された魂 (ame adientie)」がどのようなものかということであり、そのような魂における神と魂との関係などが語られている。

『鏡』は遅くとも一二〇六年までにはカンブレ (Cambrai) の司教であったコルミューのギイ (Guy de Colmieu) によって異端宣告を受け、ウァランシエンヌ (Valenciennes) の広場で焼かれた⁽⁵⁾。それにも関わらずポレートは異端の嫌疑を撤回させるために、或いはそのような嫌疑を気にすることなく、活動が続けたものと思われるが、一二〇八年末頃までには捕らえられ、パリへ移送され、審問を受けることになったのである。しかし、いったい『鏡』のどのような思想が危険視され、異端とされたのだろうか。

『鏡』に対する最終的な異端判決では一五箇所が異端箇所として指摘、引用されたとされているが、その具体的な内容について我々が知りうるのはその内の三つだけである。⁽⁶⁾ その内二つはパリのギョームによる裁判記録の中に見出すことができ、その内容はそれぞれ徳を巡るものと意志を巡るものである。残りの一つはナンジのギョーム (Guillaume de Nangis) による『年代記』に確認することが出来るもので、自然本性理解を巡るものになっている。

ポレートに対する異端審問に関する資料及び経過に関する最も重要な研究はヴェルデーエン (P. Verdeyen) によるものであり、⁽⁷⁾ 本稿もその研究を元に成立しているものであるが、そこではその思想内容にまで踏み込んだ考察はほとんど行われていない。またそれ以降のポレート研究においても、異端箇所として示された文章自体の思想内

容及び、その思想内容を手がかりとした『鏡』の研究は未だ十分ではないように思われる。しかしポレートの「異端問題」について考えるなら、正統キリスト教思想という大きな枠内で異端かどうかを論じることの一つの手段だが、サージヤント (M. G. Sargent) が指摘するように政治的理由によつて異端とされた可能性もあるにせよ、当時『鏡』がどのような論理構造において「異端」とされ、その判断が論理的に妥当だったのか、そうでないとするばそこにどのような齟齬があり、思想的問題があるのかについて明らかにすることこそがポレートの「異端」について論じる上でより重要であると思われる。

そこで本稿では、以下それぞれの異端とされた主張について確認し、それがどのように理解され、非難され、しかしポレート自身の意図がどのようなものであったのかについて考察していきたい。

二 第一番目の命題——徳理解——

ポレートに対する異端判決で異端箇所として列举された一五箇所の内、第一番目として示されているのは徳理解を巡るもので、それは次のような文章である。

滅却された魂は諸徳に自由権を与え、もはや諸徳に仕えない。というのも、そのような魂は実践に関する諸徳を持たず、むしろ諸徳が「その魂の」指示に従うからである。⁽⁹⁾

滅却された魂とは、後述するように、固有の意志が滅却され、意志において神と一である魂のことであるが、ここでは一定の完成の段階にある魂という程度の意味として受け取られているものと思われる。従つてこのような主張は徳の否定、それどころか何が徳であるかは一定の段階に至った魂の「指示 (ad nutum)」に依じて決まるとい

う異端的な主張であり、ポレートの審問にあたった神学者たちもそのような理解のもとにこの主張を断罪したものと思われる。しかしこのような主張はポレート自身の言葉を正確に引用しているのだろうか。また、その意図を正しく反映しているのだろうか。

まず、異端判決におけるラテン語原文と『鏡』のラテン語訳原文の間に違いがあり、さらにそれらと古フランス語原文との間にまた訳語を巡る重大な違いがあることを指摘しておく必要があるだろう。異端判決引用文の元になったと思われる箇所は『鏡』の二一章であり、以下のようなものである。

この魂が、諸徳の実践について、また諸徳が要求する欲望について諸徳に暇乞いを告げたことは真実ですが、諸徳は魂たちに暇乞いを告げてはいないのです。というのも、諸徳は常に魂たちと共にあるのですから。つまりそれは「諸徳が」魂たちに完全に従うということなのです。⁽¹⁰⁾

この箇所と異端判決で示された引用文において、大きく意味内容が異なるのが「諸徳に暇乞いを告げる (a prins congé aux Vertuz)」という表現である。先の異端判決引用文では「諸徳に自由権を与える (dat licentiam virtutibus)」であり、『鏡』の同箇所ラテン語訳では「諸徳から自由権を受け取る (licentiam accepit a virtutibus)」となっているが、これらの違いは何を意味するのだろうか。⁽¹¹⁾

まず『鏡』の古フランス語とラテン語訳における表現の差異についてであるが、両者は実のところ、表現は大きく異なるものの、その内実はほぼ同じであると言える。というのも、どちらも魂が諸徳を従うべき対象としなくなるといふ点については同じだからである。そのような魂と徳の主従関係の逆転というテーマについては、先に引用した二一章の記述に続いて次のような喩えが語られている。

しかしこの従者がその主人と共にいることで多くのものを稼ぎ、彼が主人よりもより豊かで賢くなり、そのためにこの従者がより良い主人を捜すためにその主人を離れるということとは時として起こりえるのです。そして主人であった人物が、彼の以前の従者であった人物が彼自身よりもより価値があり、より知識があることが確かに分かったなら、彼はかつての従者に完全に従うためにその従者のもとに留まるでしょう。⁽¹²⁾

先に見た古フランス語とラテン語訳における表現の差異は、この引用箇所がその理由を明らかにしているように思われる。古フランス語では主人 (*maistre*) と従者 (*serviteur*) になっているが、ラテン語訳では主人 (*magister*) と従者或いは弟子 (*servitor seu discipulus*) となっているように、ラテン語版訳者は魂と諸徳の関係について師弟関係を読み込んでいのである。そしてそれゆえにラテン語版では魂が諸徳から受け取るものとして、師が弟子に与える一種のライセンス (*licentia*) が想定されたのであるが、いずれにせよ魂が諸徳との主従関係乃至師弟関係を解消するという構図については同じであると言えるだろう。

異端判決引用文における「諸徳に自由権を与える」という表現はこのような構図に全く当て嵌まらない。そこでは、魂がかつて主人であった諸徳に認められその主従関係を解消するという構図ではなく、はじめから主人として、許し与える側として措定されている魂が諸徳に好き勝手を許すとも読める表現になっているのである。⁽¹³⁾ そのことが意味するのは、魂による諸徳へのある種の支配関係である。『鏡』における主従関係の逆転は、ラテン語版訳者が正しく読みとったように、言うなれば師弟関係の逆転であって支配関係の逆転ではない。従って、異端判決引用文が『鏡』のラテン語版を元に作成されたことは疑いないが、それが『鏡』で語られている魂と諸徳の関係を正しく反映していないことは確かであると言えるだろう。

以上の関係を踏まえた上でポレートの徳概念について理解するための鍵となるのが、実践或いは習慣、行使などと訳されうるラテン語の *usus* であり、フランス語の *usage* である。異端判決引用文で「実践 (*usus*) に関する諸徳」、『鏡』二一章で「諸徳の実践 (*usage*)」と言われているように、両者が共に徳の概念と深い関係にあることは明らかだが、両者の意味内容は正確に対応しているのだろうか。また、このような諸徳の実践の否定はどのような思想的背景において主張されているのだろうか。

『鏡』の八章で端的に「魂たちは諸徳の実践を持ちません⁽¹⁴⁾」と言われ、先に引用した二一章で魂が諸徳の実践について暇乞いを告げたと言われていたように、滅却された魂が何らかの徳と見なされるような外的行為を自ら行うことがないと考えられていることは確かである。従って、この点に関する限り異端判決引用文は、一見ポレートの主張を適切に反映しているものとも思われる。しかしそこでは重要な視点が見逃されている。滅却された魂は、徳であると見なされる外的な行為としての徳、つまり断食や苦行を主体的に実践することはないが、「他の如何なる被造物よりも多くの諸徳を持つている⁽¹⁵⁾」とも言われているのである。外的行為としての諸徳の実践、行使が否定されているにも関わらず諸徳を持つとは、しかし如何なる意味で言われているのだろうか。

滅却された魂は、主体的に徳であるとみなされるような行為を実践することがないという意味で諸徳の実践を持たないと言われるのだが、神に由来する行為としての実践において諸徳を持つのである。一二四章でそのような魂は「神的実践 (*divine usage*) によつて自らの働き無しに働く、そのような自由な存在の真の核心を持つ⁽¹⁶⁾」と言われているが、ここで言われる実践 (*usage*) とは外的な行為ではなく、むしろ習慣であり、習慣的に為される行為であり、それによって備わった在り方のことであると言える。滅却された魂が固有性に基づく外的な実践、習慣を失

い、しかし神的な在り方としての習慣を保持するという事態については、次の五一章の記述がはっきりと示している。

おお、最も高貴なエステルよ、と愛は言う、あなたはあなたの全ての習慣 (usage) を失ったのであり、この喪失によって何もしないという習慣を持つようになったのであり、今やあなたは真に最も高貴なのです。⁽¹⁷⁾

このように滅却された魂はその固有性に基づく習慣的行為、実践を失い、その固有性に基づいては何もしないようになり、神的実践、つまり神によって習慣付けられた在り方において「自らの働き無しに働く」ようになるのである。そして、このようないわば主体の交代の根拠となっているのが、滅却された魂に関する理解であるが、しかし滅却された魂とはどのような魂のことなのだろうか。

滅却された魂とは、固有の意志が滅却され、意志において神と一になった魂のことである。魂が辿る、完成へと至る七つの段階の内、第五の段階が特に滅却された魂と呼ばれるのだが、魂はそこで、自分自身が無であり、悪に他ならないことを認識する。何故なら、真に存在するものは善である神のみであり、従って神でないものは存在せず、悪であるからである。⁽¹⁸⁾ しかしそのような認識においてその固有の意志が滅却された時、魂の内では魂なしに、存在である神の意志が働くようになると考えられているのである。その時魂は、「全ての外的欲望と内的感覚、それに霊の情動に関して滅却されており、そのためにこの魂は善き習慣による行為を通じて、或いは聖なる教会の掟を通じて、魂自身の如何なる欲望を通じることなしに、自らの行為を行う」⁽¹⁹⁾ のであり、つまりその時魂は自らの能力によって主体的にその意志を働かせるのではなく、その固有性による働きなしに、意志において神と一であり、神によって秩序付けられてあると考えられているのである。それゆえに八一章では次のように、滅却された魂の何

からの働きは、外的内的に関わらず、魂自身の主体性に基づく行為ではないとされるのである。

もし魂が外側で何らかのことを行うとしても、これは常に魂なしに行われているのです。もし神が魂の内での働きを行うとしても、それは魂の内で、魂なしに、魂のために、神によって行われているのです。⁽²⁰⁾

今や、徳の否定及び道徳的放縦を思わせる先の異端判決引用文がこのような滅却された魂についての理解を踏まえていないことは、異端判決引用文のみに存在する「諸徳が「その魂の」指示に従うからである」という一文に明らかである。というのも、自らの働きのなしに神によって働く魂が、自らの指示によって諸徳を規定するようなことはあり得ないからである。滅却された魂は外的行為の実践としての諸徳の実践を止めるが、魂なしに魂の内で働く神に秩序付けられて在ること、諸徳と共に在るのである。

三 『年代記』に見られる命題——自然本性理解——

次に取り上げるのはナンジのギョームによる『年代記』の中に見られる引用文で、『鏡』に対して指摘された異端箇所の第何番目にあたるものであるかは不明である。

創造者の愛の内で滅却された魂は、良心の呵責や後悔なしに、自然本性が求め、欲する如何なるものをも自然本性に与えることが出来るし、与えるべきである。⁽²¹⁾

パリのギョームをはじめとする神学者たちは、この引用文を自然本性の無制限な肯定を認め推奨しているものと見なし、異端として指摘したと思われるが、具体的にはどのような事態が非難されているのだろうか。「自然本性が求め、欲する」と言われる場合の自然本性とは何を指しているのだろうか。

スコラ学の一般的理解によれば、人間の自然本性は二つの仕方で自然本性的であると言われる。一つは種の自然本性 (*natura speciei*) であり、もう一つは個体の自然本性 (*natura individui*) である。人間は形相であるところの靈魂に基づいて種的に規定され、質料であるところの身体に基づいて個別化される⁽²²⁾。このことから、何かを求めたり与えたりするような自然本性は、当然種の規定に関わる種の自然本性ではなく、身体に関わる個体の自然本性であることになる。従って上述の引用文の「自然本性が求め、欲する」は「身体が求め、欲する」と解釈されることになるのである。しかしここで言及されている自然本性が身体を指しているとして、身体が求めるものを身体に与えることが何故悪なのだろうか。

トマスによれば、人間が抱く欲情 (*concupiscentia*) は飲食などの個体の保全に関わるもの、そして性交による種の保全に関わるものについて、それが理性の秩序に従っている限りにおいて自然本性的であると言われるのである⁽²³⁾。そのような秩序を外れた欲情は反自然本性的な「肉の欲」と呼ばれるのである。

このような自然本性理解を踏まえた上で考えるなら、先の異端とされた主張で非難されているのは「如何なるものをも (*quidquid*)」の部分であると考えるべきだろう。身体が求めるべきものは理性によって秩序付けられているべきであり、そのような秩序付け無しには何ものも身体の欲求通りに与えられるべきではないのである。

さて、異端として引用されている主張は、確かに『鏡』の九章、一三章、一七章で繰り返し現れるものである。一三章では「そして『滅却された魂は』自然本性が必要とするものを、良心の呵責なしに、全て自然本性に与えま⁽²⁴⁾す」と言われており、この部分のラテン語訳が先の引用箇所に対応している。

ここで言われる自然本性が、ポレートにとってもやはり個体の自然本性、特に身体を意識した概念であること

は、例えば八章や後述する一七章の記述によって明らかである⁽²⁵⁾。八章では諸徳に服従する魂が如何なる自然本性を犠牲にしても諸徳の要求に応えるべきことが語られているが、そこで諸徳が犠牲として要求するものとしてあげられているのが心であり身体であり生命である⁽²⁶⁾。

このようにポレートにおいては自然本性概念が身体と深く関係しているのだが、問題になるのはポレートがそこにどのような秩序付けを想定していたのか、或いはしていなかったのかである。その答えは、当該の異端とされた主張について、ナンジのギョームが引用する裁判記録のラテン語訳では単に「自然本性が求める (petit) ものを何でも」と言われているのに対して、『鏡』の九章では「自然本性が必要とするものを (qu'il luy fault)」となつていることが示しているように思われる。つまり、ポレートは単に「求める」とは言わず、必要性という概念において自然本性におけるある種の秩序付けを想定していたのである。九章の上記引用箇所には次のような文章が続く。

しかしこの自然本性は、この魂の意志が結び付けられた愛との結合の内で変容されたために良く律せられており、禁じられたことを求めることがありません⁽²⁷⁾。そのような魂は必要な時を除いて、自分が欠いているものにかかずらうことがありません。

秩序付けるものが理性ではなく「愛との結合の内での変容」になっているが、いずれにせよこの一節が必要性という限定によって無際限な欲情をはつきりと否定していることは確かである。

また一七章冒頭では、「この魂は自然本性が求める (demander) ものを、何でも自然本性に与えます⁽²⁸⁾」と言われており、九章のように必要という言葉が使われていないが、同章後半では話者として登場する「神的正義 (Le Divin droit)」が次のように必要という言葉を強調している。

我々は理性の非難なしに、四大の奉仕を自然本性が必要とするあらゆる方法において受け取っています。それらの優雅な四大は他のものと同様に、神によって無償で作られたのです。それゆえそのような魂たちは、自らが歩くために地上を使う時のように、心的平和の内で、自然本性が必要とする、全ての形作られ、創造されたものを使うのです。⁽²⁹⁾

ここで自然本性が必要とするとされているのは四大 (inf. elements)、つまり水や食料などであり、自然本性が身体を意味することは明かである。その上で「必要 (besoing)」という言葉が二度も使われていることに注目すべきだろう。ポレートと言う減却された魂の場合、自然本性の欲求に関する秩序付けはトマスなどのスコラ神学者が言うような理性ではなく、愛の変容によって、必要性によって秩序付けられているのである。諸徳を巡る先の問題について、ポレートが貧しさや苦難、断食を軽視していた理由もこれでより明らかになったことだろう。身体であるところの自然本性は必要性において維持されることが相応しいのであり、過度な欲求が否定されることが同様に、過度な欲求の否定もまた「必要ない」のである。⁽³⁰⁾

以上のことから、ナンジのギョームによる『年代記』の中に見られる主張については次のように言えるだろう。引用されているような主張は確かに『鏡』に見られるものだが、「必要」という観点を全く考慮に入れていないことから、『鏡』を恣意的に解釈引用したものであると言わざるをえない。減却された魂における自然本性が求めるものは愛の変容によって律せられており、必要とするものしか求めることがない。そのような意味において、ポレートの自然本性を巡る主張は無際限な欲情と区別されているのである。

四 第一五番目の命題——神を巡る意図——

ポレートに対する異端判決で引用、非難された主張のうち、最後の第一五番目として引用されているのが、次の主張である。

そのような魂は神の慰めや賜物を氣にかけることがないし、氣にかけるべきでもないし、氣にかけることも出来ない。というのも、「その魂の」一切の意図は神を巡るものであり、「それらを氣にかけることで」神を巡るその意図が妨げられてしまうからである。⁽³¹⁾

ここではそのような魂、すなわち滅却された魂が神の慰め (consolatio) や賜物 (donum) を軽視し、否定すべきであるという主張として解釈された結果、異端として認定されていると考えられるだろう。しかし慰めや賜物とはそもそも一体何だろうか。慰めや賜物は本当に注意を払わなければならないものなのだろうか。

キリスト教思想において、賜物とは文字通り神によつて与えられるもののことであり、それは「キリストの賜物」や「恩寵の賜物」など様々に表現されるが、最も一般的な用法は「聖霊の賜物」である。洗礼や堅信式において与えられるものが聖霊の賜物であると言われているように、それはいわば外的に与えられる神への導きである。

『神学大全』で「聖霊の賜物はそれによつて人間が聖霊に速やかに従うように完成されるところの、何らかの習慣 (habitus) である」⁽³²⁾と言われるように、聖霊の賜物とは霊的な秩序付けである。また慰めとは、外的内的に関わらず、神によつて与えられる、それによつて人間を神へと向かわしめる諸々の助力であり、苦しみの軽減であると言えるだろう。従つてそれらを「氣にしないし、氣にすべきでもないし、氣にかけることも出来ない」という主張

は、諸々の神の働きかけ、助力の軽視であり、拒絶であるということになるのである。

ではポレートは慰めや賜物を軽視していたのだろうか。先にあげた異端判決で非難されている一五番目の主張に該当する箇所は『鏡』の二六章及び二七章であると思われるが、はつきりと一致する記述はない。但し二六章では愛の発言として、慰めについて次のような説明がなされている。

というのも、如何なる愛の賜物を望むこともなしにそのような魂「滅却された魂」が愛の内で受け取る、祈りの甘美なる感覚によって魂を励ます慰めと呼ばれるそのような瞑想が、魂にそのこと「自分自身を神の内にあつて無なるものと捉え、神を魂自身の内にあつて無なるものであると捉える認識」を教えるのですから。⁽³³⁾

ここで注目すべきは、慰め (consolation) が魂を教え導くものとして示されていることである。二七章で言われているように、そのような魂は感覚的快さに関わる如何なる慰めを受け取ることもなく、また如何なる賜物 (don) を望むこともないが、しかし慰めによって導かれ、秩序付けられるのである。ではそのような魂は何故それらを気にするべきではないと言われるのだろうか。続く二七章では次のように言われている。

というのも、自分が慰めを感じる、そのような意志を神が為すようにと意志する人は、完全にただ神の善性を信じているのではなく、神が与えるべく持っているその富の賜物をより信じているのですから。⁽³⁴⁾

慰めは、神がそれを与えることを意志することによって実際に与えられるのだが、このように、慰めや賜物を気にかけることは神自身ではなく、慰めや賜物それ自体を求めていることになるので、一切の意図 (intencion) を神に向けている滅却された魂はそれらを気にかけることがないし、気にするべきでないと考えられているのである。

では滅却された魂にとって、慰めや賜物はどのような意味を持つのだろうか。先ほどの引用箇所にあったよう

に、そのような魂はいかなる賜物を望むことなしに慰めによって導かれるとされる。そしてそのような慰めが瞑想(meditation)と呼ばれているのだが、それはそのような瞑想が一時の感覚や感情ではなく、勿論身体的慰安でもなく、一つの秩序付けられた意志の状態だからなのである。

愛の瞑想は、自分自身の働き、すなわち神の意志を完全に望むことの他には、何もしないでいるべきであるということがより良いと知っています。そしてその瞑想は神が働くままにさせ、神の意志によって秩序付けられたままにするのです。⁽³⁵⁾

このようにポレートは慰めや賜物が、被造的時間性にとらわれた事物や事象、一時の感覚ではなく、霊的秩序付けであることを完全に理解している。神の意志によって神へと秩序付けられることが賜物であり、その上でそのことに意志を向けずただ神の意志だけを望むこと、それがポレートの言う瞑想であり、慰めなのである。

今や滅却された魂が慰めや賜物を気にすべきではないし、気にすることも出来ないと言われることの意味は明かである。賜物とは秩序付けであり、慰めとは秩序付けられた状態のことであり、それらは神に起因する結果であって目的とすべきものではないし、対象にすることも出来ないしすべきものでもないのである。何故なら、魂は自らの意志によってそれらを対象とした瞬間に、ただ神の意志によって秩序付けられた状態である慰めを失ってしまうからである。

ポレートは慰めや賜物自体を否定しているのではなく、それを目的とすることを否定していることが明らかになったが、では異端とされた主張における「『その魂の』一切の意図は神を巡るものである」とは結局どのような意味なのだろうか。それは、一切の意図が神を巡るものになったその時、そのような魂はもはや神自身ではない如何

なる対象をも神へと向かう手段や過程として意図する必要がないし、また意図すべきでもないということである。意図とは、何らかの対象へと向かう意志の働きのことであるが、神は対象化されるべきものではない。またすでに述べたように滅却された魂は固有の意志を持たず、固有の意志において何かを対象として意志することもない。しかしそのような魂は神と一である意志において、如何なる対象に限定されることもなく、働きとしての意志を持つのである。そのように媒介なく完全に神を意図することによってこそ、魂は真に正しく神の意志によって秩序付けられることが出来るとポレートは考えるのであり、それこそが「一切の意図が神を巡るものである」状態なのである。

ポレートはそのような意図を種蒔きに例えている。

今やマリアはその土地を耕し、種蒔きますが、耕すことは完成の力強い働きであり、種蒔くこととは純粹な意図のことなのです。それら二つの働きを我々は我々の罪のためにしなければなりません、我々による耕しはそれ以上進むことが出来ません⁽³⁶⁾。

ここであるマリアは滅却された魂の段階にある人物として描かれている。マリアは畑を耕し種蒔くことは出来るが、蒔かれた種が発芽し、成長すること自体は農夫の力ではなく、神の力によるものであるとされる。つまり、自分自身を整え、その意図を神に向けることは魂に可能なことであり、またそうすべきことでもあるが、その意図が正しく神に向かい、また向かい続けるために魂に出来ることはないし、すべきこともないとポレートは考えるのである。

出来ることは何もないにせよ、何故何もすべきではないのだろうか。「もし誰かが一つの働きの内に二つの意図

を持っていたなら、一方が別の一方のために弱まってしまふ」⁽³⁷⁾からである。「ただ一つの意図」が正しく神に向かい、また向かい続けるのは神の働きにして神の意志であり、魂はそのような神の意志によって完全に秩序付けられている必要があるが、別の何かを意図することはそのような神の意志の十全な働きを妨げることになるのである、それゆえにそのような魂は一切の意図の根拠となった自分自身を捨て去らねばならないとされるのである。

純粹な愛の瞑想はただ一つの意図しか持っていない。それはすなわち、如何なる報酬を望むことなしに日々誠実に愛しているということなのです。そしてその魂は自分自身無しに在らねば、そうすることが出来ないのです。⁽³⁸⁾

一つの意図とは、神の意志が魂のうちに行われるようにと望むことである。それは慰めについての箇所述べたように、魂にとって何らかの慰めとなるような、特定の意志を神が持つようにと望むことではない。そのように望むことは神自身ではなく、何らかの被造的事物や事象を望んでいることに他ならないからである。「自分自身無しに在らねば、そうすることが出来ない」とはそのような文脈において解釈すべきだろう。すなわち、何らかの被造的事物に関わることがなくなつてはじめてその魂はその被造的固有性について「自分自身無しに在る」と言えるのであり、それこそが滅却された魂の状態なのである。そして魂はその時、自らの存在の根拠である一なる神による一つの意志を持つようになるのである。

以上の議論を踏まえた上で異端判決で示された一五番目の主張に戻るなら、次のように言えるだろう。そこで非難されている主張は、『鏡』の中にはっきりと対応する記述はないものの、『鏡』の思想を正しく捉えたものであるとは言える。但し非難の主眼が慰めや賜物の否定及び軽視であるなら、その非難は妥当なものではない。ポレート

は滅却された魂がそれらを対象にすることを否定しているのであって、それら自体を否定、軽視しているわけではないからである。

しかし非難の主眼が後段、つまり魂はこの世で神の慰めや賜物を氣にかけないほどに自己自身を捨て去り、神に向かい、秩序付けられるほどの段階に至りうると語断罪することを断罪するものであるなら、その非難は必ずしも的外なものとは言えない。というのも、例えば「新たな心霊 (novus spiritus)」と呼ばれる一三世紀の異端者たちについての報告では「神がその人自身の内で一切を働く、そのような状態に人が達する事が出来ると語ること」⁽³⁹⁾が非難されているように、魂が現世における一切の努力や神の助力を必要としなくなるほどの段階に至りうると主張すること自体が異端と見なされたからである。本論考にポレートが異端であるのかどうかについて判断を下す意図はないが、ある魂が現世において教会の教えも、救いに至る仲介者としての教会も必要としないという段階に至りうるとい主張が、当時の教会にとって望ましかったものではあつたことは疑いない。

結語

ここまで『鏡』に対する異端判決で異端箇所として指摘された一五箇所の内、その内容が伝えられている三つの箇所についてそれぞれ考察してきたが、その結果それらがテクストの文脈や意図を正しく反映したものではないことが確認された。徳及び自然本性を巡るポレートの理解は、異端判決で示された文言だけを見る限り道德的放縦に直結するものであつたが、徳については自由権 (licentia) を巡る師弟関係の逆転と実践、習慣としての徳概念について理解することで、自然本性についてはポレートにおける自然本性理解及び必要性という観点を理解すること

で、それが決して道徳的放縦に結びつくわけではないことが明らかになった。また神を巡る意図は慰めや賜物を氣にかけることによってすら妨げられてしまうという主張に関しては、そもそも慰めや賜物が対象として意図されるべきではないということが明らかにされ、その上で「一切の意図が神を巡るものである」ことの意味が考察された。

異端判決で取り上げられたこれら三つのテーマが『鏡』の中でも特に誤解を受けやすい刺激的な表現によって展開されたことは確かである。しかしまた、だからこそ、これらのテーマは『鏡』を理解する上で重要なテーマであるとも言えるのである。

注

- (1) Romana Guarneri, "Lo Specchio delle anime semplici e Margherita Poirette," *L'Osservatore Romano* (16 June 1946): 3. R. Guarneri (ed.), "Il Miroir des simples âmes di Margherita Poirete," in *Archivio Italiano per la Storia della Pietà* 4, 1965.

- (2) Kurt Ruh は、『鏡』に関する研究のほとんどがその異端性——特に自由心霊派との関係について——を問うものになっていることを指摘している。Kurt Ruh, "Marguerite Poirete," in ed. W. Haug und D. Mieth, *Religiöse Erfahrung: historische Modelle in christlicher Tradition*, München: W. Fink, c1992, S. 339. 『鏡』が「正統的なキリスト教思想と照らし合わせて異端であること」を強調した代表的なものとしては、Edmund Colledge, "Liberty of the Spirit: The Mirror of Simple Souls," in L. K. Shook ed., *Renewal of Religious Structures 2* Montreal, 1968. また Jean Orcibal は自由心霊派 (secta spiritus liberatis) との関係からポレートの異端問題を論じている。Jean Orcibal, "Le « Miroir des simples âmes » et la « secte » du Libre Esprit," in *Revue de l'histoire des religions* 176, 1969. 一九八〇年代後半以降の『鏡』の現代各国語翻訳及びポレート関連論文の増加に応じてそのような状況は解消されたように思われるが、ポレートにおける異端問題が未だ重要な研究テーマの一つであることに変わりはない。

- (3) 『鏡』のラテン語版及び古英語版には三人の推薦者の名前がある。その一人がゴドフロワであり、残りの二人はそれぞれ無名のフランススコ道士とシトー会士である。Cf. Paul Verdeyen, "Le procès d'inquisition contre Marguerite Porete et Guiard de Cressonessart (1309-1310)," in *Revue d'histoire ecclésiastique* 81, Université catholique de Louvain, Louvain, 1986, pp. 86-87.
- (4) ポレートとトルバドゥール、トルヴェールの関係についての研究としては以下を参照。Suzanne Kocher, *Allegories of Love in Marguerite Porete's Mirror of Simple Souls*, Turnhout: Brepols, c2008, p. 59ff.
- (5) P. Verdeyen, "Le procès," p. 78.
- (6) Ibid., pp. 50-51, 88.
- (7) Ibid., pp. 47-94. なお同研究ではポレートの支持者、擁護者としてポレートと同時期にパリで収監され、審問を受けたクレンヌサールのギアール (Guiard de Cressonessart) なる人物に対する審問資料、審問経過についても詳しく扱われている。
- (8) Michael G. Sargent, "The Annihilation of Marguerite Porete," in *Viator. Medieval and Renaissance Studies* 28, 1997, p. 267. Sargent は当時高まりつつあった、半聖半俗の女性たちであるベギン (Begine) に対する非難、弾圧の「環」として、ポレートがベギンとして処刑された可能性を指摘している。
- (9) "Quod anima adnichilata dat licentiam virtutibus nec est amplius in earum servitute, quia non habet eas quoad usum, sed virtutes obediunt ad nutum," P. Verdeyen, "Le procès," pp. 50-51.
- (10) Marguerite Porete, *Le miroir des simples*, édité par Romana Guarneri / Margaretta Porete, *Speculum simplicium animarum*, cura et studio Paul Verdeyen, Corpus Christianorum Continuatio Mediaevalis 69, Turnhout, Brepols, 1986, cap. 21, linea 9. 但し一部のラテン語写本では quantum ad earum usum から istam licentiam a virtutibus まづが省略されているが、Verdeyen の校訂に従った。以下『鏡』本文からの引用についても同校訂本に従うものとする。なお『鏡』の邦訳としては中原暁彦氏による一部邦訳がある。上智大学中世思想研究所編訳・監修『中世思想原典集成15 女性の神秘家』平凡社、二〇〇二年、六七二―七〇〇頁。
- (11) 自由権と訳した licentia とは、正確に言えば誰かに認められて手にしている自由という意味であり、後ほどポレート自身の言説によって確認するように、ここでは師が一定の必要条件を満たした弟子に対してその実力を認め、その軛から解き放ち、その結果として弟子が獲得する教授資格・自由という意味での自由権と理解しておく。
- (12) Porete, *Speculum*, cap. 41, linea 5.

- (13) Licentia には「制御されない自由、好むところを行う許可」といったような意味もある。Cf. Félix Gaffiot, *Dictionnaire latin français*, Paris: Hachette, 1967, p. 909.
- (14) Porete, *Speculum*, cap. 8, linea 12.
- (15) *Ibid.*, linea 11.
- (16) *Ibid.*, cap. 124, linea 90. 核心 (noyau) に対応する語は写本によって *nudeum*、或いは *medullam* となっているが、Verdeyen の校訂に従った。
- (17) Porete, *Speculum*, cap. 51, linea 24. なお、ラテン語版には「今やあなたは真に最も高貴なのです」に対応する一文が存在しない。
- (18) 「滅却された魂」は『鏡』全体で語られている主要なテーマではあるが、第一の状態から第七の状態までを段階的に説明している一八章にきまつた説明がある。Cf. *Ibid.*, cap. 118, linea 94-173.
- (19) *Ibid.*, cap. 7, linea 27.
- (20) *Ibid.*, cap. 81, linea 20.
- (21) “anima annihilata in amore conditoris sine reprehensione conscientiae vel remorsu potest et debet naturae quidquid appetit et desiderat (concedere),” P. Verdeyen, “Le procès,” p. 88.
- (22) Sancti Thomae Aquinatis, *Summa theologiae: cura fratrum eiusdem ordinis*, Matriti: Editorial Catolica, 1961, II-1, q. 63, a. 1, c.
- (23) *Ibid.*, q. 77, a. 5, c.; q. 82, a. 3, ad. 1.
- (24) “et donne a Nature tout ce qu’il luy fault, sans remors de conscience; / et semper dat naturae quicquid petit absque omni remorsu conscientiae,” Porete, *Speculum*, cap. 9, linea 21.
- (25) ポレートにおいて自然本性 (natura) は確かに身体と結びついた概念であるが、種的形相に相当するような意味でも自然本性 (natura) という語が用いられる。ポレートの自然本性概念について詳しくは拙稿「マルグリット・ポレートの自然本性概念について」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五五号、二〇一〇年)、九〇―一〇〇頁。
- (26) Cf. Porete, *Speculum*, cap. 8, linea 25.
- (27) *Ibid.*, cap. 9, linea 22. College ヲ Guarnieri はこの箇所が別の人物によって後に追加されたものである可能性を指摘しているが、他箇所との関連からして上記引用箇所をポレート自身の手による部分であると考えることに問題はないように思われる。

Edmund Colledge & Romana Guarneri, "The Glosses by M. N. and Richard Methley to "The Mirror of Simple Souls," in *Archivio italiano per la storia della Pietà* V, Roma, 1968, pp. 363-364.

(28) Porete, *Speculum*, cap. 17, linea 44.

(29) *Ibid.*, cap. 17, linea 44.

(30) 一章では、自然本性による欲求の抑制によって得られるような利益をどのような魂が求めたいと語られている。 Cf. *ibid.*, cap. 17, linea 4.

(31) "Quod talis anima non curat de consolationibus Dei nec de donis eius, nec debet curare nec potest, quia tota intenta est circa Deum, et sic impeditur eius intentio circa Deum," P. Verdeyen, "Le procès," pp. 50-51.

(32) Thomas A., *Summa theologiae*, II-I, Q. 68, a. 3, c.

(33) Porete, *Speculum*, cap. 26, linea 11.

(34) *Ibid.*, cap. 27, linea 11.

(35) *Ibid.*, linea 7.

(36) *Ibid.*, cap. 124, linea 107.

(37) *Ibid.*, linea 17.

(38) *Ibid.*, cap. 27, linea 3.

(39) "Ad idem reducitur, quod dicitur quod homo ad talem statum potest pervenire quod Deus in ipso omnia operetur," Iosephus de Guibert, *Documenta ecclesiastica christiana perfectionis*, Romae: Apud Aedes Universitatis Gregoriana, 1931, p. 118.

The Interpretation of the Reasons for Heresy in the Trial of Marguerite Porete

MURAKAMI Hiroshi

This paper considers the problem involving ideological issues in the trial of Marguerite Porete and her book *Mirouer des Simples Ames*. She was burned at the stake in Paris in 1310. It is noted that she was given this sentence after 15 articles from her book were condemned as heresy; however, only three are currently known. That is, the concepts of virtue, nature, and “intent upon God” are held in question in their respective articles. The problem of the concept of virtue is concerned with the understanding about the reversal of a mentoring relationship between the Virtue and the Soul over “licentia,” and the concept concerning custom. Also, the concept of nature should be viewed from the perspective of “body” and “necessity.” Thus it has been shown that those concepts are not connected with moral indulgence. Lastly, the concept of “intent upon God” is considered in the context of the concepts of “consolation” and “gifts,” and the meaning of being “wholly intent upon God.” Porete claims that the annihilated soul should not care for consolation and gifts, because she is wholly intent upon God. Poret’s own understanding concerning those concepts will be demonstrated through the above examinations.